

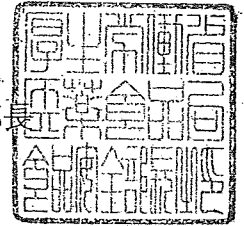


食安発 0328 第 1 号

平成 23 年 3 月 28 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 80 号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第 1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬アセキノシル、クロランスラムメチル、トリネキサパックエチル、ピリダリル、ピリミノバックメチル、メトミノストロビン及びメプロニルについて、食品中の残留基準を設定したこと。（別添 1 参照）。
- 2 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、即席めん類の成分規格に規定する酸価及び過酸化物価の測定法を削除したこと。

第 2 施行・適用期日

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準については、平成 23 年 9 月 28 日から適用されるものであること。

農薬等	食品
アセキノシル	りんご
クロランスラムメチル	大豆
トリネキサバックエチル	米、とうもろこし、そば、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
ピリミノバックメチル	米
メプロニル	ばれいしょ、こんにやくいも、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、その他のきく科野菜、トマト、きゅうり、すいか、ほうれんそう、日本なし、西洋なし、ぶどう及びその他のハーブ

第3 運用上の注意

1 残留基準関係

- (1) 今回基準値を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及びアセキノシルヒドロキシ体（3-オードデシル-2-ヒドロキシ-1, 4-ナフトキノン）をアセキノシルに換算したものの和をいうこと。
- (2) 今回基準値を設定するトリネキサパックエチルとは、トリネキサパックエチル及びトリネキサパックをトリネキサパックエチルに換算したものの和をいうこと。
- (3) 今回基準値を設定するピリミノバックメチルとは、E体及びZ体の和をいうこと。
- (4) 今回基準値を設定するメトミノストロビンとは、E体のみをいうこと。

2 酸価・過酸化物価測定法関係

- (1) 本改正は、有害試薬（精製エーテル及びクロロホルム）の使用低減の観点から行われたものであり、今後、即席めん類の酸価及び過酸化物価の測定は、別添2に示す方法により行われたいこと。
- (2) 「菓子の製造・取扱いに関する衛生上の指導について」（昭和52年11月16日付け環食第248号）の別紙2に示す測定法を別添2に示す方法に改めるとともに、「弁当及びそうざいの衛生規範について」（昭和54年6月29日付け環食第161号）の別紙及び「洋生菓子の衛生規範について」（昭和58年3月31日付け環食第54号）の別紙に定める酸価及び過酸化物価の測定は、別添2に示す方法により行われたいこと。

第4 その他

法に基づく残留基準の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくアセキノシル及びピリダリルに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

別添1

アセキノシル(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小豆類 ²	○ 0.5	0.5
やまいも	○ 0.2	0.2
その他のきく科野菜 ³	○ 5	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ⁴	○ 1	1.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろうり	○ 0.7	0.7
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ⁵	○ 0.7	0.7
その他の野菜 ⁶	○ 1	0.7
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ⁷	○ 1	1
りんご	● 0.7	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 0.4	0.4
びわ	○ 0.4	0.4
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 1	1
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.7	0.7
うめ	○ 2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 0.5	0.5
パパイヤ	○ 1	1
マンゴー	○ 0.5	0.5
その他の果実 ⁸	○ 2	2
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02

アセキノシル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
くるみ	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 ⁹	○ 0.02	0.02
茶	○ 40	40
その他のスパイス ¹⁰	○ 5	5
その他のハーブ ¹¹	○ 10	10
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹² の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02

クロランスラムメチル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	● 0.02	0.06

トリネキサパッケチル(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.5
小麦	○ 0.6	0.02
大麦	○ 0.6	0.02
ライ麦	○ 0.6	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ¹³	○ 0.6	0.02
大豆	●	0.02
小豆類 ²	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.02
その他の豆類 ¹⁴	●	0.02
ばれいしよ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしよ	●	0.02

トリネキサパッケチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
やまいも	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 ¹⁵	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 ¹⁶	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス	●	0.02
その他のさく科野菜 ³	●	0.02
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 ¹⁷	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02

トリネキサパッケチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ¹⁸	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜 ⁴	●	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちや(スカッシュを含む。)	●	0.02
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜 ⁵	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹⁹	●	0.02
その他の野菜 ⁶	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 ⁷	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02

トリネキサパッケチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 ²⁰	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 ⁸	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード ²¹	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 ⁹	●	0.02
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02

トリネキサパックエチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のスパイス ¹⁰	●	0.02
その他のハーブ ¹¹	●	0.02

ピリダリル(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.2	0.2
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 5	5
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 0.2	0.2
チンゲンサイ	○ 15	15
ブロッコリー	○ 2	2
レタス	○ 20	20
その他のさく科野菜 ³	○ 5	5
ねぎ(リーキを含む。)	○ 5	5
アスパラガス	○ 3	3
トマト	○ 5	5
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ⁴	○ 5	5
きゅうり	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 5	5
未成熟いんげん	○ 3	
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜 ⁶	○ 5	
いちご	○ 5	5
その他のハーブ ¹¹	○ 30	30

ピリミノバックメチル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.05	0.1

メトノストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.5	0.5
魚介類	○ 0.3	

メプロニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 2	2.0
小麦	○ 2	2.0
大麦	○ 2	2.0
ライ麦	○ 2	2.0
その他の穀類 ¹³	○ 2	
ばれいしよ	● 0.02	1.0
こんにやくいも	● 0.1	1.0
てんさい	● 0.2	1.0
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	● 0.02	1.0
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	● 1	5.0
レタス	○ 1	1.0
その他のきく科野菜 ³	● 0.2	1.0
トマト	● 0.02	1.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 0.02	1.0
すいか	● 0.02	2.0
ほうれんそう	● 0.7	1.0
日本なし	● 1	2.0
西洋なし	● 1	2.0
ぶどう	● 2	5.0
その他のハーブ ¹¹	●	1
魚介類	○ 2	

脚注

1. ○：平成23年3月28日施行

●：平成23年9月28日施行

・残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

・今回基準値を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及びアセキノシルヒドロキシ体（3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1, 4-ナフトキノン）をアセキノシルに換算したものの和をいうこと。

・今回基準値を設定するトリネキサパッケチルとは、トリネキサパッケチル及びトリネキサパックをトリネキサパッケチルに換算したものの和をいうこと。

・今回基準値を設定するピリミノバックメチルとは、E体及びZ体の和をいうこと。

・今回基準値を設定するメトミノストロビンとは、E体のみをいうこと。

2. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

3. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

4. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

5. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

6. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

7. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

8. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

9. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

10. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

11. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

12. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

13. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

14. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

15. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいじよ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

16. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

17. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

18. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

19. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

20. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

21. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

(別添 2)

酸価及び過酸化物価の測定法

1. 試薬・試液

次に示すもの以外は、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 2 添加物の部 C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

(1) 酸価の測定

エタノール・エーテル混液¹⁾ 99.5 vol%エタノールとジエチルエーテルを 1:2 の割合で混合する。

0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液²⁾ 水酸化カリウム 7.0 g を水 5 mL に溶解し、95 vol%エタノールを加えて 1,000 mL とする。

(2) 過酸化物価の測定

イソオクタン・酢酸混液 イソオクタン (2,2,4-トリメチルペンタン) と氷酢酸を 2:3 の割合で混合する。

飽和ヨウ化カリウム溶液 新しく煮沸し室温まで放冷した水に、過飽和となる量のヨウ化カリウムを溶解させる。用時調製の上、遮光容器に保存する。

デンプン溶液 デンプン³⁾ 1 g に少量の水を加え、均一なペースト状になるようかき混ぜる。かき混ぜながら熱水 100 mL を加え、沸騰させないよう注意しながら透明になるまでかき混ぜつつ加温する。冷却後、ろ紙でろ過した後に冷暗所に保存する。

0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液⁴⁾ 市販の 0.1 mol/L チオ硫酸ナトリウム標準液を水で正確に 10 倍希釈する。用時調製する。

2. 試料の調製

試料を粉碎し、8 メッシュのふるいを通過し 10 メッシュのふるいを通過しない大きさのものを選別し、これを分取後、十分に混合し試料とする。

試料の必要量⁵⁾ を量り採り、共栓フラスコに移し、石油エーテルを 160 mL 加える。十分に振り混ぜた後、室温・暗所の条件下で穏やかに 2 時間振とうする。その後、固形物を除くためろ紙を用いてろ過する。石油エーテル 80 mL を加え残渣を洗い、先のろ液にあわせる。ろ液全量を分液ロートに移し、その約 2 分の 1 容量の水を加えてよく振り混ぜ、水層を分離後捨てる。この操作を 2 回繰り返した後、石油エーテル層を分取する。分取した石油エーテル層を適量の無水硫酸ナトリウムを用いて脱水する。その後、40℃以下の条件で加温しながら減圧濃縮する。窒素を通じながら石油エーテルを十分に除去し、得られた残留物を油脂試料とする。

3. 酸価の測定法

油脂試料 10 g を共栓フラスコに精密に量り採り、エタノール・エーテル混液 100 mL を加えて溶解する。これに、数滴のフェノールフタレイン試液を指示薬として加え、30 秒間持続する淡紅色を呈するまで 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液で滴定する。

酸価は、滴定に要した 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液の液量から、下式により算出する。

$$\text{酸価} = a \times F \times 5.611 / \text{油脂試料量 (g)}$$

a : 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液の量 (mL)

F : 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液の力価⁶⁾

4. 過酸化物価の測定法

油脂試料 5 g を共栓フラスコに精密に量り採り、イソオクタン・酢酸混液 35 mL を加えて溶解する。溶解液が均一にならない場合には、イソオクタン・酢酸混液を適宜加える。次いでフラスコ内の空気を窒素で置換した上で、窒素を通じながら飽和ヨウ化カリウム溶液 1 mL を加え、直ちに共栓をして 1 分間振り混ぜた後、室温・暗所の条件下で 5 分間静置する。これに水 75 mL を加え、激しく振り混ぜた後、デンプン溶液 1 mL を加え、これを指示薬として 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液により滴定する。滴定は十分に攪拌しながら行い⁷⁾、デンプンによる青色の消失時を終点とする。試験溶液とは別にブランク試験（油脂試料を用いない空試験）を実施し、測定値の補正を行う。

過酸化物価は、滴定に要した 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の液量から、下式により算出する。

$$\text{過酸化物価} = (a - b) \times F \times 10 / \text{油脂試料量 (g)}$$

a : 検体試験区の滴定に要した 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の量 (mL)

b : ブランク試験区の滴定に要した 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の量 (mL)

F : 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウムの力価⁶⁾

<注解>

- 1) フェノールフタレイン試液を指示薬として、中性であることを確認した上で用いる。
- 2) 滴定の精度に影響を与えない濃度とする。また、市販品を用いることも可能である。
- 3) 重合度が適切で安定しており、鋭敏に終点を視認可能な分析用試薬を用いる。
- 4) 滴定の精度に影響を与えない濃度とする。
- 5) 酸価及び過酸化物価の測定に供する油脂試料の必要量を抽出可能な試料量とする。
試料の増減に合わせ、十分浸潤することを目安に、加える石油エーテル量を適宜調整する。
- 6) 溶液濃度に応じた力価。
- 7) 遊離ヨウ素とチオ硫酸ナトリウムとの反応が十分に進むよう留意する。